

オーストラリアにおける土地権利と先住民政策

Indigenous Land Rights and Policies in Australia

濱嶋 聡

Satoshi HAMASHIMA

1. 全人口統計

2021年9月30日現在、総人口は、25,750,198人で、その内訳は、New South Wales州8,186,800人、Victoria州6,643,100人、Queensland州5,240,500人、South Australia州1,772,800人、Western Australia州2,685,200人、Tasmania州540,800人、Northern Territory準州245,900人、Australian Capital Territory首都特別地域430,500人であるが総人口には、Jervis Bay Territory (ジャービス湾特別地域)、Christmas Island (クリスマス島)、Cocos (Keeling) Island (ココス (キーリング) 諸島)、Norfolk Island (ノーフォーク島) のオーストラリア連邦領も含まれる。

この総人口は、前年度と比べて、136,200人の増加、純海外移民移動数(Net Overseas Migration) は、67,300人で142,900人の減少となる。

<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release> (2022年3月18日アクセス)

2011年から2017年まで住みやすさ (liveability) で1位を獲得していたメルボルンは、2021年に8位となったが、3位がAdelaide、6位がPerth、10位がBrisbaneと、ベスト10位中、オーストラリアが4都市を占めている。因みに、1位Auckland、2位大阪、4位Wellington、東京、7位Zurich、8位Geneva、

(Melbourne と同位)。

<https://pages.e.u.com/rs/753-RIQ-438/image/global-liveability-index-2021-free-report.pdf>? (2022年3月18日 アクセス)

2. 移民の人口構成

(1) 出身国

2020年現在、オーストラリア在住の移民数は760万人以上で、全人口の29.8%が外国生まれとなるが、1年前の2019年度の外国生まれは750万人であった。最大の移民グループは、依然としてイングランド(980,400人)であるが、この数字はいずれの年も100万人を少し超えていた2012年から2016年の期間からは減少している。第2位がインドの721,000人でこれは56,300名の増加、第2位から第3位に落ちた中国が650,600人で17,300人の減少となる。一方、オーストラリア生まれは、1800万人で、この数字は、211,400人の増加である。以下、4位から10位までを示すと、4位ニュージーランド、565,000人、5位フィリピン310,000人、6位ベトナム270,000人、7位南アフリカ200,000人、8位イタリア178,000人、9位マレーシア177,000人、10位スリランカ147,000人となる。

歴史的に、オーストラリアは、他国への移住者よりも自国への移民が多く、このことが人口増加に貢献し、多くの様々な国から押し寄せる移民がオーストラリア国家・国民の多様性に重要な影響を及ぼしている。

<https://www.abs.gov.au/migration-australia/latest-release> (2022年3月18日 アクセス)

(2) 家庭内使用言語(上位5言語)

まず、2011年度、2016年度とも1位は、英語であるが、2011年度が17,020,417人(72.7%)であったのに対して、2016年度は、16,509,291人(76.8%)まで減少している。以下、2位から5位までの言語を示す。

2011年度

2位 Mandarin、336,410人(1.6%)、3位 Italian、299,833人(1.4%)、

4位 Arabic、287,174人 (1.3%)、5位 Cantonese、263,673人 (1.2%)

2016年度

2位 Mandarin、596,711人 (2.5%)、3位 Arabic、321,728人 (1.4%)、

4位 Cantonese、280,943人 (1.2%)、5位 Vietnamese、277,400人 (1.2%)

<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nst/lookup> (2022年3月18日 アクセス)

(3) 血統 (上位5血統)

血統に関しては、2011年度、2016年度とも順位に変化は見られない。

2011年度

1位 English、7,238,533人 (25.9%)、2位 Australian、7,098,486人 (25.4%)、

3位 Irish、2,087,758人 (7.5%)、4位 Scottish、1,792,622人 (6.4%)、

5位 Chinese、866,208人 (3.1%)

2016年度

1位 English、7,852,224人 (25.0%)、2位 Australian、7,298,243人 (23.3%)、

3位 Irish、2,388,058人 (7.6%)、4位 Scottish、2,023,470人 (6.4%)、

5位 Chinese、1,213,903人 (3.9%)

[https://www.abs.gov.au/migration-australia/latest release](https://www.abs.gov.au/migration-australia/latest%20release) (2022年3月18日 アクセス)

3. 先住民の人口構成

(1) 人口

2016年現在、オーストラリア先住民人口は、798,400人であり、その4分の3が、New South Wales州、Queensland州、Western Australia州に住み、最も少ないのは、Australian Capital Territory特別区である。年齢中央値(Median Age)は、非先住民の37.8歳に対して、20.3歳であるが、理由は高い出生率と死亡率による。この先住民総数は、2011年度の669,900人と比べ、2011年～2016年の5年間で19%の増加となり、2016年時点のオーストラリア総人口、24,511,800名の3.3%となる。この増加は、人口統計学的要素だけでは説明不可能であるが、先住民であるアボリジニ、トレス海峡諸島民の2016年度総人口のうち、

91%にあたる727,500人がアボリジニ血統、5%にあたる38,700人が、トレス海峡諸島民血統、そして残りの4%にあたる32,200人が両方の血統であると認識している。以下に、各州の (a) アボリジニ血統、(b) トレス海峡諸島民血統、(c) 両方の血統、(d) 総数を述べる。

New South Wales州 (a) 254,842人 (b) 5,888人 (c) 4,955人 (d) 265,685人、
Victoria州 (a) 54,044人 (b) 2,350人 (c) 1,373人 (d) 57,767人、
Queensland州 (a) 176,910人 (b) 24,873人 (c) 19,493人 (d) 221,276人、
South Australia州 (a) 40,393人 (b) 1,115人 (c) 757人 (d) 42,265人、
Western Australia州 (a) 96,497人 (b) 1,882人 (c) 2,133人 (d) 100,512人、
Tasmania州 (a) 26,152人 (b) 1,322人 (c) 1,063人 (d) 28,537人、
Northern Territory準州 (a) 71,288人 (b) 1,020人 (c) 2,238人 (d) 74,546人、
Australian Capital Territory特別区 (a) 7,113人 (b) 196人 (c) 204人 (d) 7,513人、
<https://www.abs.gov.au/latest-release> (2022年3月18日 アクセス)

(2) 土地権

ヨーロッパ人の渡来後、つまり18世紀の後半以来、白人によるスポーツハンティング（アボリジニ狩り）、女性略奪を目的とした男性アボリジニ殺戮、白人が持ち込んだ性病（梅毒）、麻疹、天然痘、インフルエンザなどの伝染病の蔓延などが原因で、オーストラリア連邦発足時の1901年には、入植開始時の約25万～30万人から6万6950人にまで減少した。それより前の1828年にも、開拓地に入り込んだアボリジニを、イギリス兵が自由に「捕獲・殺害」できる権利を与える法律が制定されており、これもまた大量殺戮を生む要因となった。つまり、5,6万年前からこの大陸に住むといわれているアボリジニ人口が、たった133年間で4分の1にまで減少したことになる。さらに1876年には、「根絶やし（extermination）政策」により、タスマニアのアボリジニが全滅している（濱嶋2017）。

最後の一人、アボリジニ女性のトルガニーニが64歳で亡くなり、純血のタスマニアアボリジニは絶滅したとされるが、白人との混血アボリジニの中には、混血とはいえ「自分はれっきとしたタスマニアアボリジニ」と自覚し、死

滅した言語復活維持に携わるアボリジニも存在する（朝日新聞、夕刊、2019年11月21日）。

その後、様々に紆余曲折を経た後、1970年代には、先住民自身による自主決定政策が採用された。1975年の連邦政府による人種差別法制定（差別撤回をうながすもの）に続き、1976年には、アボリジニ土地所有権法が北部準州で制定され、聖地エアーズロック（アボリジニ名ウルル）などの永代所有権が先住民に返還された。そして、ついに2008年には、当時のケビン・ラッド（Kevin Michael Rudd）首相が、強制隔離された「盗まれた子供たち」と呼ばれる人々に、政府代表として初めて公式謝罪した（濱嶋2017）。

4. 日本の先住民アイヌ

(1) 意識調査

2016年3月、内閣官房・アイヌ総合政策室による、全国で初めて実施されたアイヌに対する理解度についての意識調査の結果が発表された。それによると、72.1%のアイヌの人が「差別、偏見がある」、そして19.1%の人が「ない」と回答している。これに対して、日本人への同様の調査では、50.7%の人が「ない」、17.9%の人が「ある」という回答であった。このようなアイヌの人との間の意識の差から、アイヌ総合政策室は、「アイヌ民族との共生社会実現に向けて学校教育での取り組みを実現させる」、などの啓発活動が必要であると指摘している。さらに、差別、偏見があると答えた人に、原因や背景を尋ねると、「アイヌの歴史に関する理解の不十分さ」という理由に、アイヌの人々の78.0%が、日本人全体の65.0%の人が賛同している（濱嶋2017）。

(2) アイヌ先住権

北海道新聞、2022年3月27日版によると、アイヌ民族を司法の場で初めて先住民と認めた二風谷ダム（日高管内平取町）訴訟の札幌地裁判決から2022年3月27日で25年を迎え、この判決はアイヌ民族の文化や価値観がいかに軽視されたかを明らかにし、国の政策に影響を与えたとする。しかし、同紙は、先住民権回復は足踏みしたままであり、社会で判決の記憶が薄れつつ

ある中、関係者は今一度、判決が問うたアイヌ民族の現状に目を向けるよう願っていると報告している。1998年に完成した二風谷ダム建設は地域のアイヌ民族が神に祈りをささげる聖地「チノミシリ」と位置付けていた複数個所の岩山を破壊し、水没させた。訴訟では原告の一人、貝澤耕一氏とアイヌ民族初の国会議員となった故菅野茂氏の地権者2人がダム建設は聖地を奪うとして土地収用の取り消しを請求。判決はダム建設が完成しているとして請求は棄却したが、建設は先住民族であるアイヌの文化享有権などを「軽視ないし無視」し、違法だと認定した。原告弁護団長・田中宏弁護士は、アイヌ民族が征服者の日本の法律をたてに、日本の裁判所で自分たちは先住民だと認めさせ、民族固有の文化を享有する権利を認めさせたという点で、画期的な判決であると評価する。また、田中氏は、1992年、オーストラリアで先住民アボリジニ、トレス海峡諸島民の伝統的な土地所有権を認める判決があったほか、国連でも当時、先住民族権利宣言の起草作業が進んでおり、こうした国際的な潮流も追い風になったと指摘する（2022年3月27日北海道新聞）。

一方、オーストラリアの隣国、ニュージーランドでは、1995年5月22日、政府は先住民マオリの北島の有力部族に土地を返還し、保証金を支払うことで和解しているが、上限を定めた一方的な措置に反対の声も根強くある。1975年にマオリ側の請求を解決するための「ワイタンギ裁定委員会」も設立されたが、1995年現在、400件近い未解決請求が残っている。因みに、1840年、英女王の主権を認める代わりに土地所有の権利などを認めたワイタンギ条約は、マオリ語と英語で文面が異なっていたり、その後も英入植地の拡大が続いたため、マオリ側は、この土地集奪は条約違反と主張している（朝日新聞1995年5月26日）。

(3) アイヌ民族教育

友永（2016）は、第二次大戦以降のアイヌ民族教育を大きく三つのテーマに集約する。一つは、1970年代以降のアイヌ教育に関するテーマが、学校における社会科を中心としたアイヌ民族に関する学習であったこと。もう一つは、アイヌ民族の低学力の問題に注目し、そうした実態に即した教育がテー

マになったこと。そして、最後の三つ目として、2007年以降、国内外の先住民民族をめぐる情勢の変化に呼応する形で、アイヌ当事者と政府、地方自治体さらに教職員組合や国民一般がアイヌ民族教育というテーマへとその議論の中心をシフトさせ、実効性のある取り組みが展開されている点を挙げる。まず、戦後、アイヌ民族が多く居住する地域（胆振・日高）の精力的な教師によって開始された学習が、アイヌの伝承、生活、前近代アイヌ史、差別問題を題材とする授業にまで発展し、このようなアイヌ文化に関する学習の取り組みが、正しい文化理解を促進するという一定の評価が北海道内に広がったと指摘する。さらに1980年代に入ると、行政機関（北海道教育委員会・札幌市教育委員会）の関与により、急速に環境整備が進み、札幌市教育委員会が1985年以降、義務教育機関向けとして『アイヌの歴史・文化等に関する指導資料』を作成し、北海道教育委員会は、『アイヌの歴史・文化に関する指導の手引き』（小学校向け学校教育指導資料）を作成した。同じく、友永（2016）は、1990年代には、高等学校の指導資料が普及し始め社会科教科書において、アイヌ民族を表記するさいに、「先住民」という記述が一般化し始め、1997年には、「北海道旧土人保護法」（1887年制定）を廃止し、アイヌ民族の伝統文化の継承・普及に具体的な展望を開いた「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が裁定され一定の成果が上がったことを評価する一方、2010年に北海道教職員組合が実施したアンケートの回答で、約900の小中学校のうちアイヌ民族に関する授業を実施したのは60%にとどまり、残る40%が実施しておらず、その理由として時間数確保が困難であると答えたのが62%、教科書に記述がないと答えたのが39%あったという点も指摘している。二つ目のアイヌ民族の貧困と低学力の問題について、まず先住民民族にとっての教育とは第一に、民族的アイデンティティを確立するうえで重要であり、第二に、教育水準の向上は先住民の社会的経済的地位の向上にとって不可欠であるということをあげている。まず、北海道庁が2006年に実施した「北海道アイヌ生活実態調査」によると、大学進学率（短大を含む）は、アイヌ民族が17%、これに対し、全道では39%、全国の進学率は52%に達している。さらに同庁の調査では、アイヌ民族側からの要

望として、進学奨励など子弟教育の充実を望む回答が、79%、生活・雇用の安定を望むと回答したのが50%、そしてアイヌ文化の保存・伝統政策の希望が32%であった。続いて、北海道大学アイヌ・先住民研究センターが北海道アイヌ協会の協力を得て2008年に実施した「北海道アイヌ民族生活実態調査」では、進学奨励などの教育支援政策を求める回答が51%、差別のない人権が尊重される社会の実現が51%、雇用対策を求める回答が43%、文化教育を望む回答が33%であった。いずれにせよ教育支援の希望が最も高いということが明らかになったが、この結果を踏まえ、2008年に北海道庁は「アイヌ生活向上推進方策検討会議」を設置し、「就学資金の引き上げや必要経費の全額補助など、高校・大学などの就学（入学）の奨励に努めること」、「大学におけるアイヌの子供たちの推薦入学枠の確保」を提言した。友永（2016）は、さらに諸外国のマイノリティ優先政策にある多数者が少数者を一方的に援助するのではなく、私立大学の独自の制度を活用した札幌大学文化学部で2010年度から実施されているウレシパ・プロジェクトの独自性と総合性を堂本（2009）が高く評価していることを紹介している。そのプロジェクトとは入学においてアイヌ文化の伝承・発展に積極的に参加し社会貢献する意思のあるアイヌ学生への独自の奨学制度で、卒業において責任ある就職支援プログラムを用意する極めて総合的なものであり、お互いの「育て合い（ウレシパ）」を重視しているところにその特質があることを指摘している。最後の三つ目として、友永（2016）は、2007年度以降、国内外の先住民族をめぐる情勢の変化に対応する形で、アイヌ当事者と政府、地方自治体さらに教職員組合や国民一般がアイヌ民族教育というテーマへとその議論の中心を展開させていることを明らかにした。

5. 先住民研究・教育の傾向

(1) 学究的組織と先住民間の関係

友永（2019）によると、1980年代以降、「Writing Culture Shook」などの影響でエスノグラフィーの問題点が明確化され、「開発」、「医療」、「観光」などの分野で、実践的で応用性や公共性のある人類学が求められ、人類学主

導の研究から、「応用人類学 (applied anthropology)」、「公共人類学 (public anthropology)」、「応答の人類学 (Call and Response)」と呼ばれる現地住民との共同研究へと移る傾向がみられる。また、友永は、オーストラリア南東部の先住民コミュニティ、ヨルタヨルタを日本の若者が訪れるスタディプログラムのコーディネーターを担い、「フィールドワーカー」から「文化仲介者」としての「コーディネーター」、「ホスト」、「ゲスト」という3者の相互作用として分断する枠組みを提案している。筆者は、2017年9月の現地調査時に、クイーンズランド大学アボリジニ・トレス海峡諸島民研究所研究員 (Researcher, Saibai Island Language and Cultural Knowledge ARC (DL), ATISIS Unit Office of the Pro Vice Chancellor; Indigenous Engagement) である Mr Al Harvey から非先住民の研究者の観点から見たトレス海峡諸島民、その逆の先住民(トレス海峡諸島民)の観点から見た非先住民研究者という両方の観点についての著書“Disciplining the Savages, Savaging the Disciplines”と、その著者である Dr Martin Nakata を紹介された。要約によると、この学術書は学究的世界と先住民経験の多義的な重複と矛盾に悩む者にとって二者択一の知識を与え、人類学がフィールドの学問に変わっていくうえで画期的なものといわれている1898年から1899年にかけて実施されたケンブリッジ大学によるトレス海峡諸島民調査に対して痛烈な批判的見解を示している。ケンブリッジ大学探検隊による理詰め調査旅行がいかに個人的、政治的であったかを読者に気づかせるために彼は、実施された言語学的、生理的、心理学的、そして人類学的テストを入念に分析した (Nakata, 2007)。彼は、現在、先住民が常に文化的接触を受けながら住んでいる空間が、いかに複雑であるかを認識することの重要性を指摘しているが、トレス海峡諸島民の場合は、異なる島の島民同士で結婚したり、他の場所へ移り住んだりして、血縁関係は極めて複雑で、先祖が南太平洋、中国、日本、インドネシア、フィリピン、マレーシア、またはヨーロッパ出身ということも珍しくない。日本人の場合、その多くが西オーストラリア州キンバリー地域のブルーム、クイーンズランド州北部ヨーク岬とパプア・ニューギニアとの間の海峡であるトレス海峡内の木曜等 (Thursday Island)、北部準州州都のダーウィンなどへ真珠貝採取ダイバーや採取作業員として渡った主に

和歌山県紀南（旧西牟婁郡、旧東牟婁郡；現田辺市、現串本町）出身者である。中でも、中田、芝崎といった名前は一般的である。2016年、2017年と現地調査のためにお世話になったクイーンズランド州最北端、ヨーク岬の五つのアボリジニ、トレス海峡諸島民のコミュニティの一つ、バマガ（Bamaga）のアボリジニ市長も、彼の母方の祖父（マレーシア人）の親族がNakata（現地では「ナカチ」と発音）という日本人である。彼の祖父はアイルランド人で、その娘（彼の母親）はアボリジニ（彼の父親）と結婚し、彼自身の妻はトレス海峡諸島民である。2017年10月10日、龍谷大学にて開催された「オーストラリア学会ワークショップ」“Rethinking Interaction between Indigenous Traditional Knowledge and Modern Knowledge”（「伝統知」と「近代知」の相互作用—先住民族の自然と文化に関する伝統知をてがかりとして）」での招聘発表者であるDr Nakataに、木曜島のバマガ市長の親族の墓を訪れた時のことを話題にして、墓に刻まれた市長の親族名“Nakata”との関係について質問したところ、親族であることが判明した。氏の母親は、トレス海峡諸島民、父親は、日本生まれの日本人である。現在は、クイーンズランド州、タウンズビルのJames Cook大学副学長補佐（先住民教育・戦略）兼アボリジニ・トレス海峡諸島民センター長であり、高等教育機関に勤務して20年以上になる。氏はまた、木曜島で学校教育を受けた博士号（James Cook University）を取得した初めてのトレス海峡諸島民でありクイーンズランド北部及び最北端の多くのコミュニティと強い絆を持ち続けている。ここで、学会における氏の研究業績についての論評を紹介する。「Martin Nakata氏は、かつて出版された人類学書籍への住民側からの批評に最も多くの焦点をあて、それを支持するもので、極めて印象的で、厳しく、時には辛辣でもある。今日、オーストラリアにおいて学術的組織と先住民間に存在する多くの問題に悩まされている者にとって氏の研究書は必読書である」（Professor Nicholas Thomas, University of Cambridge）。「氏の研究業績は、トレス海峡諸島民の歴史、そしてまだ大部分が踏査されないままの状態であるオーストラリア研究の分野を調査した極めて重要な業績であり諸島民自らの視点に立ってその歴史を検証したものである」（Shino Konishi, Australian National University, *Journal of Australian*

Studies, Vol.32, No2, June 2008)。「彼の業績は、先住民研究における重大な変化を表すものであり、その変化は、先住民の観点を中心に置くという方向転換であり、研究者中心の観点をもう一度振り返って見直させるものである。彼の巧妙なタイトルの中に、脱植民地を明らかに見て取ることができ、研究における先住民の立場を対象物から主体へと効果的に変えるものである。しかし、単に反植民地主義を支持するだけのものではなく、先住民研究の将来像、つまり先住民の立場に立った理論を提案するものである」(Sue McGinty & Tyson Yunkaporta, *Journal of Royal Anthropological Institute*, Vol.15, No.2, June 2009)。「彼の業績は、西洋式高等教育が求める必要条件を全て満たし、賞賛に値する。トレス海峡諸島民としての最初の博士号取得者である Nakata は、西洋式知識の習得やその先住民に対する影響について批評する能力を十分に有している」(Vicki Grieves, *Cultural Studies Review*, Vol.15, No.2, September 2009)。「Nakata のトレス海峡諸島民の教育に貢献したいという願望が、極めて独創的な業績に仕上げ、先住民の知識、伝統、制度・組織を教授または学習内容に取り組みたく思っている先住民、非先住民学者にとっては、重要な供給源であることに疑いの余地はない」(Peta Stephenson, *Australian Historical Studies*, Vol.39, No.1, March 2008)。

最後に、龍谷大学にて開催された「オーストラリア学会ワークショップ」時のことを再び振り返ると、カナダにおける先住民と非先住民の和解(Reconciliation)に関連して、オーストラリアの現状についての会場からの質疑に対する「非先住民側から理解された和解という観念は一切認めない」という彼の毅然とした応答に、彼が指摘する二者択一の姿勢を再認識させられた。

(2) 先住民による先住民教育

筆者は、1994年オーストラリア政府文化財団豪日交流基金による言語政策現地調査時に連邦政府教育省から紹介された北部準州、ダーウインのアボリジニのための大学、Batchelor College で会った教官の協力で、1998年、彼とともに再び訪れた同大学のアボリジニ教師にインタビューをする機会を得

た。彼女は、幼児期に親から強制的に連れ去られ隔離された“Stolen Children”の一人で、長年クリーナーとして働いた後、アボリジニのための医療従事者としての資格を取り、シドニイ大学からプライマリヘルスケア（Health Science Primary Health Care）の学士号を取得し、Bathelore Collegeの講師でもあった。以下は、1998年に実施した現地でのインタビュー調査を基にしたものである。彼女には、盗まれた子供たち（Stolen Children）（注）としてのインタビューも行ったが、強制隔離については、後半に述べる。彼女は、当時大学に勤務して3年目であったが、非アボリジニ教師に比べてアボリジニ教師が圧倒的に少ないこと。そのために、アボリジニ学生が多くの問題に直面していることなどを指摘した。まず、在学する学生であるが、北部準州全土の遠隔地からやって来て一定期間大学所在地に滞在して、コースの科目を受講する。しかし、その間もコミュニティ内の伝統的、文化的行事から解放されるわけではない。家族内で病人が出た場合、家庭に滞在し、病人の世話をする。また、Sorry Business（葬式を表すアボリジニ英語:Businessは行事）の場合は、2週間かそれ以上、喪に伏すことになる。もしも、コースを受講中に、葬式以外にも、大切なBusinessが発生した場合、当然、アボリジニはそちらを優先する。この場合は、同じコースを次年度に再履修することになる。しかし、このようなことは、非アボリジニ教師にとっては理解しがたい事であることは容易に推測でできる。

強制隔離に関しては、白豪主義のもと、アボリジニと白人の間に生まれた混血の子供を親から強制的に引き離し施設に隔離したり、白人家庭に里子に出す同化政策が、19世紀後半から1970年前後に廃止されるまで続いた。3年間にわたって各地を訪れ、その実態調査をした国の人権・機会均等委員会（Human Right and Equal Opportunity Commission）によると三分の一、約80,000人の子供が強制隔離の犠牲になり、多くの子供はその後、牧場の下働き、白人家庭の家政婦といった植民地労働力の一部を担わされた。中には、白人家庭の里子として教育を受ける機会に恵まれ経済的社会的に成功した人もいるが、多くは引き離された親と一生会うことも出来ず、アボリジニ言語、文化・社会とも無縁となりアイデンティティの喪失、施設で受けた肉体的・性的虐

待のトラウマに悩み、犯罪、アルコール、麻薬などに走るものも少なくないということが報告されている。また、機会均等委員会の報告によると、比較的裕福になったものの中にもアボリジニとしてのアイデンティティ喪失は深刻な問題となっている。また、カナダにおける先住民同化政策について、長谷川（2019）によると、1951年頃から先住民人口の多い5地域に寄宿学校がつくられ、教会に運営が任された。子供の1人でも学校に入れないと家族手当がカットされるため、親は子供を寄宿学校に入れることに同意した。この寄宿学校に関しては、親がよく納得しないままに連れていかれたこと、アボリジニの同化政策の場合と同様にイヌイット語の使用禁止されたこと、食事、衣服、設備もひどかったこと、規則が厳しくイヌイット語を使用するとひどい体罰が課されたことなどが報告されているという。ここでの教育は、完全に英語による英語文化への同化教育であったため、その後親元に戻った生徒たちは二つの文化の違いに戸惑い、悩むものも多く、寄宿学校のいちばん大きな問題は、生徒たちに科された肉体的、精神的、性的な虐待であると、長谷川は現地でのインタビュー調査から指摘している。また長谷川（2009）によると、さらなる問題は、受けた苦痛、屈辱による心の傷、トラウマを他に科すというかたちが、現在までイヌイット社会に残っていることであり、このような現状から、カナダではインディアンに対して行われた寄宿学校での虐待（長谷川2012）と同様に、イヌイットへの寄宿学校での虐待に対して、2008年、当時のハーパー首相が議会に先住民のリーダーや寄宿学校の卒業生を招いて、「カナダ政府は、先住民を深く傷つけてきたことを心から謝罪する」と公式に述べ、寄宿学校での実態調査のための「真実と和解の委員会」（Truth and Reconciliation Commission）が政府の資金で先住民の各地域に設けられた。さらに、最近のニュースとして、中日新聞（2021年7月8日、朝刊）によると、この寄宿学校痕で大量の子どもの遺骨や墓が見つかり、国内に動揺が広がり、7月1日の建国記念日は祝典を中止する都市が続出し、各地の教会で不審火やいたずらなど不穏な動きが出ている。カトリック教会が運営していた寄宿学校ということで、ローマ教皇フランシスコは2022年4月1日、バチカンを訪れた先住民に謝罪し、7月下旬にカナダを訪問して、生存者に

直接謝罪する意向も示した（中日新聞、2022年4月3日、朝刊）。

注）“Stolen Generation”（盗まれた世代）という表現もあるが、全世代が隔離されたわけではないため、“Stolen Children”が妥当であり、筆者はこの表現を使用する。

6. 新自由主義と先住民政策

筆者は、1998年度、北部準州（国内第3位の面積、国内最下位の人口）の州都ダーウィンの沖合にあるクロコダイル諸島の一つ、Milinginbiでの現地調査を行ったが、翌年1999年には、同じくダーウィンの東約500kmに位置するアボリジニ居留地、アーネムランド内のManingridaのコミュニティでの現地調査を行った。Milinginbi、Maningridaがあるアーネムランドは、1976年に成立した土地権利法（Aboriginal Land Right）により、伝統的土地権利者であるアボリジニに返還され、北部土地評議会（Northern Land Council: NLC）が外部との交渉を担い、現地訪問にはこの評議会の承認が必要である。当時のアボリジニ人口、1,850人のうち1,200人が町に住み、521人がそれぞれ20名～30名のホームランドセンター（アウトステーション）に住んでいた。Milinginbiを訪れた1998年、シカゴ大学から北部準州Barkly region, Tennant Creek地域の言語であるWarumungu語研究で博士号を取得し、アボリジニ、トレス海峡諸島民のための高等教育機関、Batchelor CollegeにてWarumunguと英語の通訳コースを担当していた研究者（1994年度に強制隔離の経験があるアボリジニ教師を紹介してくれたインド人教授）に同行して、授業に出席できなかった学生の家庭訪問を経験したことがある。その時、2人の欠席学生に会うために博士の車で訪問した場所はやはり二つの異なるホームランド（アウトステーション）であった。では、ホームランド（アウトステーション）（以下ホームランド）とは、アボリジニにとってどのような意味があるのか。北部土地評議会、CEO（当時）、Kim Hill氏は、ホームランドとは、彼らの生まれ故郷、精神的支えであり、彼らはその土地、海の再生サイクルを維持し守り、部族にとって神聖な地域を保護する義務があると述べる。大きな町に住む拡大家族も精神的、肉体的に回復する時間を過ごし、彼らの文化、伝統的な土地との結びつきを再確認するためにホームランドを訪れる。2015年現在、北部準州内には、500のホームランドがあり、約10,000人のアボリジニがそれぞ

れのホームランドに住む。Amnesty Internationalも“*No Place Like Homelands*”というポスターを作成し、アボリジニの人々の健康にホームランドは多大の貢献をしていることを指摘している。また、Hill氏は、ホームランドに住むアボリジニは、大きな町からの影響を受けずに、伝統的生活を維持しているため、薬物乱用、不健康な食事習慣、アルコール等による暴力等に巻き込まれることも少ないと指摘する。(http://www.creativespirit.info/aboriginalculture/land/aboriginal-homelands-ou.../) (2015年9月13日 アクセス)

このホームランドに関連して、塩原(2017)は、先住民の土地権を経済活動にとって障害とみなす流れが、ホームランドの存在そのものを揺るがすようになったと指摘する。ホームランドは、先住民の権利回復運動が盛んになった1970年代以降に、自己決定権とアイデンティティ回復のために都市周辺部などから先祖の土地へ移り住んで形成された(塩原2013)。しかし、少人数の地域共同体が広大な北部準州の各地に離散しているため、行政サービスを行き届かせるには効率が悪い。さらに、遠隔地には雇用の機会が少なく、現金収入は福祉に頼りがちになる。そこで、北部準州政府は、比較的大きな20の集落を地域発展タウンに指定し、住宅、公共サービス(学校、警察署、裁判所、保健衛生施設、インターネット接続等)、インフラ(水道、電気、道路等)の整備を集中的に進める政策を立ち上げた。公共サービスをどの程度整備するかは、地域発展タウンからの距離に応じることとなった(塩原2017)。これは、塩原が指摘するように、先住民が近代的な意味での便利な生活を望むなら、ホームランドを捨てて地域発展タウンに移住するように「自己責任」で「自己決定」せざるを得ないように仕向けることであった。さらに塩原は、新自由主義への抵抗の拠り所という意味で、ホームランドとのつながりが現代先住民にとってますます重要となっているのに、先住民の土地権利が市場原理の導入の障害とされ、規制緩和の標的となると、このネオリベラルな介入によってホームランドとのつながりが弱まり、先住民は同胞との連帯を失った脆弱な状態で市場競争に直面しなければならず、非先住民との格差はさらに広がると指摘する。

最後に、スコット・モリソン首相(当時)は、連邦議会下院を解散し、総選

挙を2022年5月21日に実施することを発表したが、世論調査によると与党・保守連合（自由党、国民党）の支持率が最大野党、労働党よりも低く、約9年ぶりの政権交代が焦点となっていた。結果は、中道左派、労働党のアンソニー・アルバニー（Anthony Albanese）氏の予想以上の圧勝となった。彼は、2008年、強制隔離政策により親から引き離されたハーフの子どもたちと、その家族に議会で政府として初めて公式謝罪した第26代首相、ケビン・ラッド（Kevin Rudd）氏の政権時代に副首相を務めたが、彼の政権下、先住民政策がどのような方向に進むのか注目される場所である。

参考文献

- Aboriginal and Torres Strait Islander Commission, *The First Step A report on the initial Community Consultations on the Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody*, 1992, Canberra: Aboriginal and Torres Strait Islander Commission
- 朝日新聞、朝刊、2021年7月8日
- 朝日新聞、朝刊、2019年11月21日
- 朝日新聞、夕刊、1995年5月26日
- Bird Carmel (Editor), 1998, *The Stolen Children Their Stories Including extracts from the Report of the National Inquiry into the separation of Aboriginal and Torres Strait Islander children from their families*, Sydney: Random House
- Commonwealth of Australia, *An extract from The Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody, Final Report, Chapter 38–The Process of Reconciliation*, Canberra: Commonwealth Government Printer
- 友永雄吾、2019a、『スタディツアーの理論と実践 オーストラリア先住民との対話から学ぶフォーラム型ツアー』、明石書店
- 友永雄吾、2019b、『研究の現場から教育の現場へ オーストラリアでのスタディツアーを事例に』、日本文化人類学会北海道地区研究懇親会、於：北海道大学アイヌ先住民研究センター
- 友永雄吾、2016、「アイヌ民族教育と先住民教育」『世界人権問題研究センター研究紀要』21号、107-122項
- Nakata Martin, 2007, *Discipling the Savages and Savaging the Disciplines*, Sydney: Aboriginal Studies Press
- 長谷川瑞穂、2019、『先住・少数民族の言語保持と教育 カナダ・イヌイットの現実と未来』、明石書店
- 長谷川瑞穂、2012、「カナダの先住民の教育と貧困」、松原好次&山本忠行編、『言語と貧困』、58-72項、明石書店
- 濱嶋聡、2017a、『アボリジニであること オーストラリア先住民、その滅びゆく文化と

- 言葉』、名古屋外国語大学出版会
- 濱嶋聡、2017b、「クイーンズランド州ヨーク岬における言語復活と維持 The Revival and Maintenance of Languages in Cape York, Queensland」、名古屋外国語大学現代国際学部紀要、第13号、17-37項
- 濱嶋聡、2017c、①コラム「オーストラリアにおける少数民族言語教育の成功と不成功」杉野俊子監修、『言語と教育』、明石書店、98-101項
- 濱嶋聡、2014a、①「アボリジニであること」、『英語教育』、大修館書店、3月号、60-61項
- 濱嶋聡、2014b、②「隠れた歴史—日本との関係」、『英語教育』、大修館書店、2月号、60-61項
- 濱嶋聡、2014c、③「伝統言語維持の試み(2)」、『英語教育』、大修館書店、1月号、60-61項
- 濱嶋聡、2013a、「アボリジニ学校におけるバイリンガル教育」、日本言語政策学会『言語政策』、第9号、149-160項
- 濱嶋聡、2013b、④「伝統言語維持の試み(1)」、『英語教育』、大修館書店、12月号、60-61項
- 濱嶋聡、2013c、⑤「共有—分配と親族関係」、『英語教育』、大修館書店、11月号、60-61項
- 濱嶋聡、2013c、⑥「言語政策研究事始め」、『英語教育』、大修館書店、10月号、60-61項(①~⑥連載)
- 濱嶋聡、2016、「南オーストラリアにおけるガーナ(Kaura)語復興・維持の意義、The meaning of Kaura Language Revival and Maintenance in South Australia」、名古屋外国語大学現代国際学部紀要、第12号、27-49項
- 濱嶋聡、2002、「少数民族語の維持と復興—オーストラリアのバイリンガル教育をめぐる一」、河合利光編、『オセアニアの現在—持続と変容の民俗誌』、人文書院、210-230項
- 濱嶋聡、第二編、第二部、第九章、「オーストラリア」、大谷康照他編、『世界の外国語教育・日本の外国語教育の再構築に向けて』、東信堂、447-466項
- 濱嶋聡、1997、「オーストラリアにおけるバイリンガル教育—アボリジニ学校の場合—」、大阪大学言語と文化の対話刊行会編、『言語と文化の対話』、英宝社、141-151項
- Hobson John, Lowe Kevin, Poetsch and Walsh Michel (Editors), 1969, *Re-Awakening Languages Theory and practice in the revitalization of Australia's Indigenous languages*, Sydney: Sydney University Press
- 北海道新聞、朝刊、2022年3月27日
- Human Rights and Equal Opportunity Commission, 1997, *Bringing them home National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islander Children from Their Families*, Sydney: Sterling Press Pty. Ltd
- Marmion Doug, Obata Kazuko and Troy Jakelin, 2014, *Community, Identity, Wellbeing: the report of the second National Indigenous Languages Survey*, Canberra: Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies
- 塩原良和、2017、『分断するコミュニティ—オーストラリアの移民・先住民政策』、法政大学出版会
- 塩原良和、2013、「先住民の自己決定とグローバリズム—オーストラリアからの示唆」、上村英明・木村真希子・塩原良和編著/市民外交センター監修、『市民の外交—先住民と歩

んだ30年』、法政大学出版会、189-201項
中日新聞、朝刊、2022年4月3日